平成２１年（フ）第５６２号
福岡県中間市中央１丁目32番26号
債務者　清水美穂子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６３７号
福岡県中間市大根土15番302号
債務者　田邊　照夫
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８０２号
北九州市八幡西区永犬丸４丁目12番26号Ａ―202
債務者　南　　修三
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８１６号
北九州市戸畑区浅生１丁目９番28号
債務者　小笠原央子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３７号
北九州市門司区下二十町７―１―301
債務者　右野　貴行
1　決定年月日時　平成21年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８３８号
北九州市小倉北区片野３丁目４番14―503号
債務者　徳山榮子こと　趙　　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７５号
福岡県中間市大字垣生1410番地１
債務者　山﨑　幸江（旧姓嶺）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０３号
北九州市小倉南区南若園町８番７―402号
債務者　村越　正典
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０８号
北九州市八幡西区菅原町５番23号
債務者　村田　昌代
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９０９号
北九州市小倉南区中曽根６丁目６番８号
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１９号
福岡県遠賀郡水巻町二西１丁目８番23号　メゾングレースⅠ　103号
債務者　**誉**島　　繭
1　決定年月日時　平成21年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９２０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目20番２―502号
債務者　松本　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１９５号
福島県郡山市熱海町熱海１丁目141番地
債務者　徳田　健一
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１９６号
福島県郡山市熱海町熱海１丁目141番地
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
福島県郡山市字名倉161番地の１　シャーメゾン・アゼリアⅠ―101号
債務者　河野　　尋
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１６９９号
愛知県小牧市大字久保本町194番地、住民票上の住所愛知県小牧市大字小松寺567番地10
債務者　鈴木　康視
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７００号
愛知県小牧市大字久保本町194番地、住民票上の住所愛知県小牧市大字小松寺567番地10
債務者　鈴木真寿美（旧姓寺村・山川）
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部